

＜クレジットカード会員規約のご案内＞ ①本規約は、お客さまが株式会社オリエントコーポレーション(以下「オリコ」という)の発行するクレジットカード(第35条に定めるカードレスタイプを含み、以下「カード」という)会員として、カードをご利用される場合の内容です。②お客さまのお申込みされたカードの種類によって、特別なサービスや特約が付加されている場合があります。この場合、本規約とは別にご案内いたします。

第1章 クレジットカードの基本条項

第1条(会員) (1)会員とは、本人会員と家族会員の両者を総称した者をいいます。(2)家族会員とは、本人会員が第3項の責任を負うことを承認した家族で、オリコが入会を認めた者をいいます。(3)家族会員によるカードの利用に基づく支払義務は、本人会員が負うものとします。又、本人会員は、家族会員に対して本規約を遵守させるものとし、家族会員が本規約を遵守しなかったことによりオリコに生じた損害を賠償するものとします。(4)オリコは、家族カードの利用内容、利用状況等を本人会員に対し通知するものとします。

第2条(契約の成立及びカードの貸与等) (1)契約成立等 ①カードショッピングに係る基本契約及びカードキャッシングに係る基本契約は、会員が本規約を承認の上、オリコに申込みをし、オリコが所定の審査の上、承諾した時に成立するものとします。カードショッピングに係る基本契約及びカードキャッシングに係る基本契約の契約日は、オリコから会員に別途通知されます。②会員がカードキャッシングの利用可能枠の設定を希望しない場合は、カードキャッシングに係る基本契約は成立しないものとします。③個別のカードショッピングの利用契約及びカードキャッシングの利用契約は、カードショッピング及びカードキャッシングの利用の都度個別に成立するものとします。(2)カードの有効期限は、カード券面又はオリコのウェブサイト及びアプリケーション上に表示します。尚、会員より脱会の申出がなく、一定のカードの利用がありオリコが引続き会員として認める場合は更新されます(オリコの判断により第35条に定めるカードレスタイプで更新される場合があります)が、オリコが定める一定の期間カードの利用がない場合はオリコの判断により更新されないものとします。(3)カードの所有権はオリコに帰属し、オリコは、会員にカードを貸与します。又、カードは会員のみが利用できるものとし、会員は、善良なる管理者の注意をもってカード(カードの券面上に記載されたカード番号、有効期限等のカード情報を含む)の利用、管理をするものとし、他人に貸与、預け入れ、譲渡、質入れ、担保提供等に利用することや、カードの利用に伴う場合を除いてカード情報の提供を行うことはできません。(4)オリコが会員に貸与したカードの券面については変更する場合があります。

第3条(カードの利用可能枠等) (1)会員は、次の各号に定める制限額の範囲で、カードショッピング及びカードキャッシングを利用することができるものとします。①カードショッピング枠及びカードキャッシング枠とは、カードのカードショッピング及びカードキャッシングのそれぞれについて定められた利用可能枠をいい、オリコが会員にカードを交付するときに会員に通知されます。会員は、カードショッピング枠及びカードキャッシング枠を超えてカードを利用することができません。②カード利用可能枠とは、それぞれのカード毎に設定された総利用制限額であって、カードショッピング枠とカードキャッシング枠の何れか高い金額がカード利用可能枠となります。会員は、カードショッピングとカードキャッシングの合計利用額について、カード利用可能枠を超えて利用することができません。③総利用可能枠とは、会員がオリコのカードを複数枚保有する場合のその複数枚のカードの合計の利用制限額をいいます。総利用可能枠は、会員が保有する複数枚のカードのうち、最も金額が高いカードショッピング枠又はカードキャッシング枠が指定されるものとし、会員は、複数枚あるカードの総利用額について、総利用可能枠を超えて利用することができません。(2)会員はオリコの承諾なく第1項各号に定める各利用可能枠を超えてカードを利用しないものとし、これを超えて利用した場合は、オリコの請求により、利用可能枠を超えた金額もしくは残債務全額を一括して支払うものとします。又、商品、別表記載の加盟店(以下「加盟店」という)によって、1回当たりのご利用額が制限される場合があります。(3)オリコは、次の各号の何れかひとつにでも該当したときは、カードの利用の停止又は利用可能枠の引下げを行うことができるものとします。①オリコが会員に対して、貸金業法又は日本貸金業協会が定める自主規制基本規則に基づく収入を証明する書面その他の必要な書類の提出を求められたにもかかわらず、当該書類が提出されない場合。②会員のカードキャッシングに係る利用可能枠とオリコとの他の契約に基づく借入残高及び他の貸金業者からの借入残高が、給与及びこれに類する定

期的な収入の合計額の3分の1を超えた場合。③オリコが割賦販売法又は一般社団法人日本クレジット協会が定める自主規制規則に基づき、会員に対して、会員の住所等その他の必要な会員の情報の申告を求めたにもかかわらず、当該申告を受けられない場合。④オリコが必要とする期間内に犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認が完了しない場合。(4)オリコは、第3項各号に定める他、その加盟する個人信用情報機関に登録された情報及びオリコとの間のその他の取引の内容等を利用して、オリコ所定の方法で、カード更新時及び随時に会員の信用調査を行い、カード利用可能枠の変更又はカードの機能の停止を行うことができるものとします。

第4条(カードの機能) (1)会員は、次の各号のサービスを受けることができます。①カードショッピング 会員は、カードを提示する方法や、カード番号その他のカード情報を加盟店に通知する方法で、加盟店から商品を購入したり、サービスの提供(以下「商品の購入等」という)を受けること(以下「カードショッピング」という)ができます。②カードキャッシング 会員は、カードを利用して、オリコから金銭の借入れ(以下「カードキャッシング」という)をすることができます。カードキャッシングは、原則として1万円単位で利用することができます。但し、日本国外でのカードキャッシングは、Mastercard又はオリコが指定する現地通貨単位での利用となります。(2)会員は、次の各号の何れかを目的としたカードショッピングを行ってはならないものとします。①ショッピング枠の現金化又は換金。②株式・投資信託・FX・デリバティブ等の海外金融取引。③暗号資産の購入。④オンラインカジノ等の利用。⑤その他①～④に類するとオリコが判断したもの。

第5条(付帯サービス) (1)会員は、カードに付帯したサービス・特典(以下「付帯サービス」という)を利用することができ、会員が利用できる付帯サービス及びその内容については、別途オリコから会員に対し通知するものとします。(2)会員は、付帯サービスの利用等に関する規約等がある場合には、それに従うものとします。(3)会員は、付帯サービスについて次のことを予め承諾するものとします。①オリコが必要と認めた場合には、付帯サービス及びその内容を会員への予告又は通知なしに変更もしくは中止する場合があること。②付帯サービス及びその内容がオリコホームページ(<https://www.orico.co.jp>)に掲載される内容に従って随時変更もしくは中止されること。

第6条(所有権) 会員は、カードを利用して購入した商品の所有権が、オリコが加盟店もしくはオリコと提携するカード会社、金融機関等に立替払いし、又は債権を譲り受けたことにより、加盟店からオリコに移転し、当該商品に係る債務の完済までオリコに留保されることを認めるものとします。

第7条(カード年会費) 会員は、カードショッピングサービスの維持に係る費用として、オリコに対して入会時に定められた年会費及びオリコから別途会員へ通知される年会費を支払うものとします(但し、オリコが年会費を無料と定めているカードを除く)。尚、カード年会費のみの請求の場合は会員への案内を行わない場合があります。又、カード年会費は理由のいかんにかかわらず返還しないものとします。

第8条(暗証番号) (1)会員はカードの暗証番号を設定するものとし、暗証番号に会員の生年月日、電話番号、住所、自動車登録番号、「0000」、「9999」等他人に容易に推測されるもの(以下「忌避番号」という)の使用を避けるものとします。(2)会員の届出た暗証番号が忌避番号であった場合や、カード入会申込み時に会員が暗証番号を指定しなかった場合、オリコが指定する暗証番号を登録する場合があります。(3)会員は、暗証番号(オリコからID番号やパスワードを付与された場合はこれを含む)を他人に知られないように十分注意して管理するものとします。(4)カード利用にあたり、登録された暗証番号が使用されたときは、当該利用は全て会員による利用とみなし、会員が支払いの責を負うものとします。但し、登録された暗証番号の管理につき、会員に故意・過失がないとオリコが認めた場合には、本項は適用されないものとします。この場合、会員の支払責任については、第30条及び第31条に従うものとします。

第9条(反社会的勢力の排除) (1)会員は、会員が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府又は外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、及び次の何れにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。④暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしてい

ると認められる関係を有すること。⑤役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。(2)会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。①暴力的な要求行為。②法的な責任を超えた不当な要求行為。③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。④風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いてオリコの信用を毀損し、又はオリコの業務を妨害する行為。⑤その他前各号に準ずる行為。(3)会員が、暴力団員等もしくは第1項各号に該当した場合、もしくは第2項各号の何れかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、オリコは、会員に通知することなく直ちにカードの利用を停止しもしくは会員資格を喪失させることができ、かつ、オリコに生じた損害の賠償を請求することができるものとします。この場合、会員は、会員に損害が生じたときでも、オリコに対し何らの請求をしないものとします。

第2章 お支払い

第10条(ご返済方式・ご返済期日等) (1)カードショッピング及びカードキャッシングのご返済方式は、リボルビング払いとします。(2)カードショッピングの弁済金及びカードキャッシングの返済金(以下第7章の雑則まで、総称して「返済金」という)は、利用日を含む月の翌月27日(金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日。以下同じ)が第1回目の返済金のお支払日となり、以降毎月27日がお支払日となります。又、当月末日までにご利用されたご利用代金残高について、お支払日までに発生した包括信用購入あっせんの手数料(以下「手数料」という)又は利息を当該お支払日にお支払い頂きます。(3)電気、ガス、水道、電話その他の従量制料金のお支払いについてカードショッピングをご利用されたときは、加盟店が金額を確定した日としてオリコに通知した日ご利用日となります。(4)カードショッピングについては、事務上の都合により第1回目の支払開始が遅れることがあります。(5)毎月の返済金額は、カードショッピング、カードキャッシングそれぞれ別々に設定されます。尚、会員が毎月の返済金額を設定する場合は、オリコ所定の方法によりオリコに届出するものとし、オリコが承認した金額を毎月の返済金額とします。(6)カードキャッシング枠が変更された場合、リボルビング払いの毎月の返済金額については、原則として変更後のカードキャッシング枠に応じた返済金額となります。但し、貸金業法又は日本貸金業協会で定める自主規制基本規則その他オリコ所定の信用調査により、オリコがカードキャッシング枠を引下げた場合で、当該引下げ時点においてカードキャッシングの利用代金残高がある場合等、原則として引下げ前のカードキャッシング枠に応じた返済金額となります。

第11条(利息、手数料その他の費用) (1)会員は、カードショッピング及びカードキャッシングの利用元金に別表に定める方法で計算した手数料又は利息を加算した金額をオリコに支払うものとします。尚、手数料及び利息は、会員がご利用されたご利用単位毎に算出されます。(2)第1項に定める他、会員は次の費用を負担するものとします。①現金自動支払機その他の機械(ATM)によりキャッシングをした場合又は返済した場合のATM手数料として、ご利用1回当たり、ご利用金額1万円以下の場合には110円(税込)、ご利用金額1万円超の場合は220円(税込)。②支払いに要する費用(銀行、コンビニエンスストア等所定の手数料)。③オリコから会員へ返金が発生した場合は、返金手数料として返金方法に応じて550円～880円(税込)。(3)会員は、第10条に基づく返済金の支払いを遅滞し、かつ、その遅滞した返済金にカードキャッシングの返済金が含まれていない場合には、次の費用を負担するものとします。①支払いを遅滞したことによりオリコが振込用紙の送付、再度口座振替等の再請求手続きを行ったときは、1回につき330円(税込)。②支払いを遅滞したことによりオリコが書面による催告をしたときは、当該催告に要した費用(郵送料等の実費)。

第12条(お支払方法・ご返済場所) (1)本規約に基づく会員のオリコに対する全てのお支払いは、会員が予め指定するオリコの認めた金融機関の預貯金口座から口座振替もしくは自動払込の方法によります。但し、これらの方法によるお支払いがない場合は、オリコの指定する預貯金口座への振込、オリコの指定するコンビニエンスストアの収納代行を利用したお支払いその他オリコの認める方法によりお支払い頂きます。(2)会員がコンビニエンスストアの収納代行を利用してお支払いしたときは、コンビニエンスストアが返済金を受領したことにより、オリコへの支払いがなされたものとします。

第13条(繰上返済) (1)会員は、カードショッピング又はカードキャッシングの全部又は一部について繰上返済を行うことができます。この場合、会員は、残元金と返済日までの端日数手数料もしくは端日数利息をお支払い頂きます。(2)会員は、本条各項に定める繰上返済を行う場合、予めオリコにその旨を連絡し、オリコが指定する方法、内容に従って行うものとします。(3)会員がオリコに対する事前の連絡を怠って繰上返済を行った場合又はオリコが指定する方法、内容と異なった方法で繰上返

済を行った場合、オリコが当該繰上返済について当初の約定日に支払ったものとして取扱うか、又は当該繰上返済の全部もしくは一部について超過支払額であるとして、これを会員に返金しても異議ないものとしします。

第14条(支払債務の充当順位) (1)会員の返済金は、カードショッピング及びカードキャッシングの各利用分毎に返済方式に応じて、法定充当順位に準じたオリコ所定の方法により充当されるものとしします。(2)会員は、会員の返済金が、本規約及びその他の契約に基づきオリコに対して負担する一切の支払債務を完済させるに足りないときは、会員への通知なくして、オリコの適当と認める順序、方法により何れの債務に充当されても異議ないものとしします。

第15条(キャンセル時の特約) 会員が加盟店との間で商品の購入等に係る契約を解除又は合意解約等するに伴い、加盟店からカードショッピングの利用をキャンセル(解約)等する旨の通知を受けたときは、オリコは、オリコ所定の方法にて処理することができるものとしします。この場合、会員がオリコに返済したカードショッピングの返済金について、オリコは、会員からの特段の申出がない限り、第14条に準じて処理することができるものとしします。

第16条(利息制限法超過部分の利息のお支払い) 会員がカードキャッシングを利用した場合において、借入れの利率が利息制限法第1条第1項に規定する利率を超える場合、会員は、超える部分の利息について支払う義務を負わないものとしします。

第17条(遅延損害金) 会員がカードのご利用代金のお支払いを遅滞した場合、会員はオリコに対し別表記載の内容で計算した遅延損害金を支払うものとしします。

第18条(期限の利益の喪失) (1)会員が次の何れかに該当したときは、当然に本規約に基づく一切の債務及びその他の契約に基づいてオリコに対し負担する一切の支払債務について期限の利益を失い、当該未払債務の全額を直ちにお支払い頂くものとしします。①本規約に基づく債務の支払いを遅滞し、オリコから20日以上相当な期間を定めた書面による催告を受けたにもかかわらず、その期限までに支払いがなかったとき。②自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。③強制執行、仮処分、仮差押、滞納処分等の申立てを受けたとき。④破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産手続きの申立てを受けもしくは自ら申立てたとき。⑤債務の整理、調整に関する申立てがあったとき。⑥商品や権利の購入又は役務の受領が会員にとって営業のために又は営業としてする取引であるなど割賦販売法第35条の3の60第1項に該当する取引となる場合で、会員が返済金の支払いを1回でも遅滞したとき。⑦会員が商品(権利も含む)の質入れ、譲渡、賃貸その他オリコの所有権を侵害するような行為をしたとき。⑧会員がカードキャッシングによる債務の支払いを1回でも怠ったとき(但し、利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する)。(2)会員が、次の何れかの事由に該当したときは、オリコの請求により、本規約に基づく一切の債務及びその他の契約に基づいてオリコに対して負担する一切の支払債務について、期限の利益を失い、当該支払債務の全額を直ちにお支払い頂くものとしします。①本規約上の義務に違反し、その違反が重大であるとき。②失踪もしくは刑事上の訴追を受け、又は本規約以外の契約に基づく債務について期限の利益を喪失する等、会員の信用状態が著しく悪化したとき。③第9条に規定する暴力団員等もしくは同条第1項各号に該当した場合、もしくは同条第2項各号の何れかに該当する行為をし、又は同条第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。

第3章 マンスリーステートメント、電磁的方法による書面の交付、勧誘の承諾等

第19条(取引内容の通知方法・マンスリーステートメント) (1)会員は、次の各号の書面の交付をその交付すべき時期に受ける代わりに、オリコの定める1月間における貸付と返済に関する取引内容を所定期日にまとめた書面(以下「マンスリーステートメント」という)として交付されることを承諾します。①貸金業法第17条第1項に基づいて、会員が借入れに係る契約を締結する都度オリコから交付される書面。②貸金業法第18条第1項に基づいて、貸付の契約に基づく債権の全部又は一部について会員が返済する都度オリコから交付される書面。(2)第1項に定めるマンスリーステートメントによる書面交付の開始時期は、別途オリコにおいて定め、これを通知又は公表するものとしします。

第20条(電磁的方法による書面の送付) (1)会員は、次の各号の書面の交付を受ける代わりに、電磁的方法による方法で通知を受けることを承諾します。①第19条第1項第1号に定める書面。②第19条第1項第2号に定める書面。③貸金業法第17条第6項に基づいて一定期間の取引内容がまとめて記載された書面。④貸金業法第18条第3項に基づいて一定期間の返済内容がまとめて記載された書

面。(2)第1項に定める電磁的方法による通知については、会員との間で情報提供の方法に関する手続きが行われた後に実施されるものとします。

第21条(貸付の契約等に係る勧誘の承諾) 会員は、オリコが会員に対して貸付の契約及び個人情報の取扱いに関する条項で承諾した内容に関し、勧誘を行うことを承諾します。尚、会員が、当該勧誘の全部又は一部について承諾しないとき、又は承諾を取消すときは、オリコに対し勧誘の停止を求めることができるものとします。

第4章 支払停止の抗弁等

第22条(見本、カタログ等と提供内容の相違による契約の解除等) 会員が見本、カタログ等によりカードショッピングの申込みをした場合において、提供され又は引渡された商品、権利、役務が見本、カタログ等と相違していることが明らかな場合は、会員は直ちに加盟店に対して商品、権利の交換又は役務の再提供を申出るか、又は当該売買契約、役務提供契約の解除ができるものとします。尚、売買契約等を解除する場合は、会員は速やかにオリコに対してもその旨を通知するものとします。

第23条(支払停止の抗弁) (1)会員は、加盟店から提供され又は引渡された商品、権利、役務に関する紛議について、当該加盟店との間で自ら解決するよう努めるものとします。(2)第1項にかかわらず、会員は、次の各号の事由が存するときにはその事由が解消されるまでの間、当該商品等についての支払いを停止することができるものとします。①商品(権利)の全部又は一部の引渡しがないとき。②役務の全部又は一部の提供がなされないとき。③商品(権利)や役務は提供されたが、約束の期日に遅れたため役に立たなかったとき。④商品(権利)又は役務に破損、汚損、故障その他の種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合があるとき。⑤クーリングオフ、中途解約(但し、特定商取引に関する法律に定める特定継続的役務提供契約の場合に限る)に応じてもらえないとき。⑥商品(権利)や役務が見本・カタログ等と異なるとき。⑦商品(権利)の販売の条件となっている役務の提供がないとき。⑧その他商品(権利)の販売、役務の提供につき加盟店に対して生じている事由があるとき。(3)オリコは、会員が第2項の支払いの停止を行う旨をオリコに申出たときは直ちに所定の手続きを取るものとします。(4)会員は、第3項の申出をするときには、予め上記の事由解消のため加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。(5)会員は、第3項の申出をするときには、速やかに上記の事由を記載した書面(資料があるときには資料を添付)をオリコに提出するよう努めるものとします。又、オリコが上記事由について調査の必要があるときには、会員はその調査に協力するものとします。(6)第2項の規定にかかわらず、次の各号の何れかに該当するときには支払いの停止を求めることはできないものとします。①売買契約、役務提供契約が会員にとって営業のために又は営業としてする取引であるなど割賦販売法第35条の3の60第1項に該当する取引であるとき。②1回の利用にかかる現金価格の合計が3万8千円に満たないとき。③割賦販売法に定める指定権利以外の権利の購入のためにカードショッピングを利用したとき。④会員による支払いの停止が信義に反するとき。⑤オリコの承諾なしに、売買契約の合意解約、加盟店に対する返済金の支払いその他オリコの債権を侵害する行為をしたとき。(7)会員は、オリコが返済金の残額から第2項の支払停止額に相当する額を控除して請求したときには控除後の返済金について支払いを継続するものとします。

第5章 会員資格の喪失

第24条(脱会) (1)会員がその都合により脱会するときは、オリコに対してその旨の届出を行うものとします。尚、脱会の届出時において残債務がある場合、会員は当該残債務について引続き本規約に基づき支払いを継続するものとします。(2)家族会員が脱会する場合にも、第1項に準じるものとします。

第25条(カード利用の一時停止と会員資格の喪失) (1)会員が、次の各号に定める何れかに該当したときは、オリコは、会員に通知することなくカードショッピング及びカードキャッシングの全部又は一部の利用を停止し、又は会員資格を喪失させることができるものとし、これらの措置とともに、加盟店に対し当該カードの無効を通知することがあります。①オリコに対して虚偽の申告をした場合。②本規約の何れかに違反した場合。③本規約に基づく支払債務その他オリコに対する一切の支払債務の履行を怠った場合。④期限の利益の喪失事由の何れかに該当した場合。⑤オリコもしくは個人情報情報機関の情報等により会員の信用状態に重大な変化が生じ、又は生じるおそれがあるとオリコが判断した場合。⑥第三者による利用、換金を目的とした商品の購入等、カードの利用状態が適当でないとオリコが判断した場合。⑦国家元首及び政府、中央銀行その他これらに類する機関等において重要な地位を占める者又はこれらの者であった者、並びにそれらの者の家族に該当した場合。⑧オリコが

前号にかかる調査のため、会員に対して本人確認書類その他オリコが必要と認める書類の提出を求めたにもかかわらず、会員から当該書類が提出されない場合。⑨会員への通知、連絡が不能とオリコが判断した場合。⑩第3条第3項第4号の事由に該当した場合又は同号に基づくカードの利用の停止後、オリコが会員に対して本人確認書類その他オリコが必要と認める書類の提出を求めたにもかかわらず、会員から当該書類が提出されない場合。⑪カード又はカード情報の第三者による不正使用の可能性があるとオリコが判断した場合。⑫その他オリコが会員として不適当と判断した場合。(2)会員がオリコの発行する複数のカードの会員となっている場合において、その何れかについて第1項各号の何れかひとつに該当した場合、会員の保有するオリコが発行する全てのカードについて、第1項が適用されるものとします。

第26条(悪質な迷惑行為等の禁止) (1)会員は、次の各号の何れかに該当する行為を行ってはならないものとします。①正当な理由なく著しく長時間又は通常の業務時間外での対応を要求したり、既に行った対応と重複する対応を繰返し要求等することにより、オリコの業務を妨害すること。②本規約に定めるオリコの商品やサービスに通常求められる範囲を超えた過度な要求その他義務のないことを行うことを執拗に求めること。③オリコ又はオリコの委託先・派遣元等の従業員に対する差別、人格否定又は性的な言動、迷惑行為、威迫・脅迫的な行為、その他当該従業員等の安全が害されるおそれのある行為を行うこと。④その他オリコ又はオリコの委託先・派遣元等の従業員に対して、社会通念に照らして不適当な行為を行うこと。(2)オリコは、会員が第1項各号の何れかに該当する行為を行い、会員との信頼関係を維持することができない状態に至ったと認めた場合、第25条の規定を準用し、カードの利用を停止し又は会員資格を喪失させることができるものとします。

第27条(会員資格喪失時のカードの取扱い等) (1)会員が会員資格を喪失し(脱会の場合はその届出を行ったとき)、オリコ又はオリコの委託を受けた者からカードの返却を求められたときは、会員は直ちに貸与された全てのカードを切断する等利用不能の状態にした上で返却するか又は会員の責任において破棄するものとします。会員が適切に返却又は破棄しなかったことにより、オリコに生じた責任は会員が負担するものとします。(2)会員資格喪失をもって、カードを利用して提供されるサービス及び会員資格に基づいて提供されるサービスは終了するものとします。(3)会員資格を喪失した会員が、公共料金、インターネット利用、保険等の継続的サービスの支払いについてカードショッピングをご利用されている場合は、会員自身で決済方法の変更又は解約等の手続きを行うものとします。会員による当該手続きが完了するまでは、返済金として請求されることに会員は異議ないものとします。(4)本会員が会員資格を喪失したときは、家族会員も会員資格を喪失します。

第6章 カードの紛失・盗難時の取扱い

第28条(通知) (1)会員は、貸与されたカードに関し、次の各号の何れかの事由(以下「カード事故」という)を知ったときは、直ちにオリコにその旨を通知の上、最寄りの警察署にその旨を届出るものとします。この場合、会員は警察署に紛失届・被害届等を提出した上、オリコに対して、その届出が警察に受理されたことを証明する文書を提出するものとします。①カードを紛失し、又は盗難、詐取もしくは横領にあったこと、又はカードを利用して不正な取引が行われたこと。②第三者にカード番号、暗証番号、その他オリコから付与されたカードに係るID番号等を不正に取得され、又はこれらのデータを利用して不正な取引が行われたこと。③偽造カードが作成され、又は利用されたこと。(2)会員は、オリコがカード事故の調査をするために必要と認めるときは、カード事故に関する資料等(被害状況等を記載した報告書、警察署の被害届出証明又は盗難届出証明等)の提出及びオリコ又はオリコの委託を受けた者による被害状況等の調査に関する協力をするものとします。(3)オリコは、カード利用について第三者による不正使用のおそれがある場合又は会員が第1項各号の何れかの事由に該当した場合であって、オリコが必要と判断したときは、カードを再発行し又はカード番号その他のカード情報を変更することができるものとします。

第29条(継続的な利用代金の支払方法の変更) (1)会員は、継続的な利用代金(通信サービス、公共料金、保険等)の決済方法としてカード番号その他のカード情報を登録している場合であって、カードの再発行もしくはカード番号その他のカード情報の変更があったとき、カードが無効となったとき又は決済方法の変更を希望するときは、会員の責任において登録内容の変更又は解約等の手続きを行うものとします。(2)会員は、第1項に基づく登録内容の変更又は解約等の手続きをしない場合、オリコが会員を代理して加盟店に対して請求停止手続きを行うことを予め承諾するものとします。

第30条(免責) 会員は次の範囲のカードの利用代金の支払債務について、支払義務を負わないも

のとします。①第28条第1項第1号、第2号に定めるカード事故を原因とするカードの利用代金についてはその通知日の60日前以降の利用分。②第28条第1項第3号に定めるカード事故を原因とするカードの利用代金。

第31条(免責されない損害) 第30条の定めにもかかわらず、カード事故について次の各号の何れかに該当する場合、会員は、当該利用代金についてオリコに対し支払いの責任を負うものとします。①カード事故が会員の故意又は重大な過失により生じたものであるとき。②会員がカード事故の事実を認識しながら、オリコへの通知を怠ったとき、もしくはその通知を正当な理由なく遅延したとき。③カード事故が会員の家族、同居人、留守人その他これらに類する者の不正行為に起因するものであるとき。④カード事故が戦争、地震等に基づく著しい秩序の混乱に乗じてなされたものであるとき。⑤カード事故がカードを他人に譲渡、貸与又は担保差入れしたこと、並びにカード情報を他人に提供したことによって生じたものであるとき。⑥第28条第1項第1号、第2号に定めるカード事故による不正な利用が、会員のオリコへのカード事故の通知日から起算して61日以前に生じたものであるとき。⑦会員がカード事故の調査をするためにオリコが必要と認めた資料等の提出をしなかったとき、もしくは必要な調査に対する協力をしなかったとき。⑧会員がカード事故に関し虚偽の説明をしたとき。⑨カード事故が会員の本規約に違反する状況で行われたとき。

第7章 雑則

第32条(ご利用代金明細書発行) (1)オリコは、次の各号に定める何れかに該当する場合、会員にご利用代金明細書を郵送にて通知するものとし、この場合、会員はオリコ所定の発行手数料を支払うものとします(ご利用代金明細書を再発行して郵送した場合も含む)。①会員が、電磁的方法による通知を希望しない場合。②会員が、口座振替の登録をしていない場合(登録が完了していない場合を含む)。③会員が、電磁的方法による通知を受けるためのオリコ所定の手続きを完了させていない場合。④オリコの都合により、電磁的方法による通知ができない場合。(2)第1項にかかわらず、次の各号に定める何れかに該当する場合、発行手数料の支払いは発生しないものとします。①第1項第4号に該当する場合。②郵送されるご利用代金明細書の請求内容に、法令に基づきオリコが書面交付義務を負うご利用分が含まれる場合。(3)発行手数料の内容を変更する場合には、オリコが予め会員に変更内容を通知又はホームページ等で公表するものとし、変更内容が通知又は公表がなされた後に会員がカードを使用したときは、会員はその内容を承諾したとみなすことに異議ないものとします。

第33条(カードの再発行) (1)カードについて、紛失、盗難、毀損、滅失、無効、暗証番号変更等が生じた場合、会員は、オリコに対し再発行を請求することができるものとし、オリコが承認したときにカードは再発行されるものとします。(2)第1項の場合、会員は、オリコ所定のカード再発行手数料を支払うものとします。尚、カード再発行手数料のみの請求の場合は会員への案内を行わない場合があります。又、カード再発行手数料は理由のいかんにかかわらず返還しないものとします。

第34条(届出事項の変更・調査) (1)会員は、オリコに届出たカードの利用目的、住所、氏名、電話番号、勤務先、職種、指定預貯金口座等について変更があった場合、所定の届出書によりオリコに通知するものとします。又、会員に係る後見人、保佐人、補助人、任意後見監督人が選任された場合には、登記事項証明書等を添付の上所定の届出書によりオリコに通知するものとします。通知を行わなかったことによる不利益は会員の負担となります。(2)会員は、第1項の住所、氏名の変更の通知を怠ったことにより、オリコからの通知又は送付書類等が延着又は不到達となっても、オリコが通常到達すべき時に到達したものとみなすことに異議ないものとします。但し、第1項の住所、氏名の変更届出を行わなかったことについてやむを得ない事情があるときは、この限りでないものとします。(3)会員は、その財産、収入、信用等をオリコ又はオリコの委託する者が調査しても何ら異議ないものとします。

第35条(カードレスタイプ) (1)カードレスタイプとは、クレジットカード原板(以下「原板」という)を発行せずに、オリコが会員にカード情報を付与するタイプのカードをいいます。(2)カードレスタイプは、第4条第1項に定める機能の他、スマートフォン等のモバイル決済対応デバイスでモバイル決済の設定を行うことで、加盟店の店頭で非接触IC決済を行うことができる機能を付帯します。(3)カードレスタイプの会員がオリコに原板の発行を求めた場合には、オリコ所定の条件のもと、オリコは原板を発行した上で会員に貸与します。この場合、会員は、オリコ所定のカード再発行手数料を支払うものとします。(4)カードレスタイプの会員は、原板が必要なサービスを利用することができないものとします。

第36条(カードレスタイプの発行を前提とした規約の読み替え) カードレスタイプの会員について

は、本規約、その他オリコが別途定める規約に記載されている原板を前提とする条項は、文脈上明らかに適用のないものを除き、「カード情報」と適宜読み替えて適用されるものとします。

第37条(日本国外の利用代金の円への換算) 会員の日本国外におけるカード利用による代金は、所定の売上票又は伝票記載の外貨額をオリコ及びオリコと提携する機関所定の時期、方法により邦貨へ換算の上、国内でのカード利用代金と同様の方法でお支払い頂くものとします。

第38条(外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等の適用) 日本国外でカードを利用する場合、外国為替及び外国貿易管理に関する法令等による必要が生じた場合は、オリコの求めに応じ必要書類を提出するものとし、又、外国でのカード利用の制限もしくは停止に応じるものとします。

第39条(債権譲渡) 会員は、オリコが本規約に基づく債権及び権利を、オリコの資金調達、流動化その他の目的のため、必要に応じ取引金融機関(その関連会社を含む)、特定目的会社、特別目的会社、信託会社(信託銀行を含む)又は債権回収会社(以下「金融機関等」という。[オリコホームページ(<https://www.orico.co.jp>)]に掲載)に譲渡もしくは担保提供(質権及び譲渡担保の設定を含む)その他の処分をすること、オリコが譲渡した債権を譲受人から再び譲り受けること、並びにオリコが金融機関等との間で本規約に基づく債権及び権利に関するその他の取引をすることについて予め承諾します。

第40条(合意管轄裁判所) 会員は、本規約について紛議が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、会員の住所地、購入地又はオリコの本社、各支店・センターを管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第41条(規約の変更) オリコは、民法第548条の4の定めに従い、予め、効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で会員に周知した上で、本規約を変更することができるものとします。

第42条(準拠法) 会員とオリコとの諸契約に関する準拠法は、全て日本法とします。

クレジットカード会員規約の別表 (令和5年10月1日)

<利用できる加盟店の種類>

Orico Mastercard Partner's UPTY	オリコと契約した加盟店及びMastercard International Incorporated(以下「Mastercard」という)と提携するカード会社と契約する加盟店
---------------------------------	---

会員は、カードショッピングの利用代金が次の方法で決済されることについて異議なく承諾します。

オリコの加盟店で会員がカードショッピングを利用した場合	会員の委託に基づいてカードショッピングの利用代金をオリコが会員に代わって当該加盟店に立替払いする方法で決済。＊オリコが指定する特定の加盟店(以下「特定加盟店」という)でカードショッピングを利用する場合、オリコが当該特定加盟店の会員に対する債権を譲り受け、譲受代金を支払う方法で決済。
Mastercard(以下「決済会社」という)と提携するカード会社(以下「提携カード会社」という)の加盟店で会員がカードショッピングを利用した場合	提携カード会社が加盟店からカードショッピングの利用債権を譲り受ける等の方法で加盟店に対し代金を決済し、①提携カード会社が決済会社に直接又は間接に債権を譲渡し、オリコが当該債権を更に譲り受ける方法で決済、②オリコが決済会社に対し立替払いの方法で決済、③オリコが決済会社を通して提携カード会社に対し、立替払いもしくは債権譲渡の方法で決済。

<利息・手数料の計算方法と実質年率>

カードショッピング

令和5年10月1日から令和6年7月1日までの間に順次新料率が適用されます。適用年月日についてはオリコが決定した日とします。尚、新料率の適用年月日までにご利用いただいたリボルビング払いの手数料は弁済が完了するまで旧料率が適用されます。手数料の料率は、下記料率のうち、所定の審査によりオリコが決定した料率とし別途会員に通知されます。

(新)手数料の料率	13.20%～18.0%(実質年率)
(旧)手数料の料率	10.32%～15.0%(実質年率)
返済方式	定額リボルビング方式(残高スライド)
手数料の計算の方法	ご利用代金残高に対して実質年率13.2%～18.0%{1年を365日(うるう年は366日)とする日割計算}を乗じて算出します。但し、ご利用日からその翌月27日までの期間のそのご利用分について手数料はかかりません。
利用代金残高(月末残高)	毎月の弁済金
100,000円以下	3,000円
100,001円～ 200,000円	6,000円
200,001円～ 300,000円	9,000円
300,001円～ 500,000円	15,000円
500,001円～ 800,000円	24,000円
800,001円～1,000,000円	30,000円
1,000,001円～1,500,000円	40,000円
1,500,001円～2,000,000円	50,000円
2,000,001円～3,000,000円	60,000円
(新)お支払計算例	実質年率18.0%でショッピング利用代金残高が150,000円の場合 ①毎月の弁済金6,000円 ②内訳 手数料充当分150,000円×実質年率18.0%÷365日×31日=2,293円 元金充当分6,000円-2,293円=3,707円
(旧)お支払計算例	実質年率15.0%でショッピング利用代金残高が150,000円の場合 ①毎月の弁済金6,000円 ②内訳 手数料充当分150,000円×実質年率15.0%÷365日×31日=1,910円 元金充当分6,000円-1,910円=4,090円

カードキャッシング

貸付の利率(%)	8.4%～16.0%(実質年率)
返済方式	元利定額リボルビング方式(残高スライド)
利息の計算の方法	期限の利益を喪失するまでの期間は、ご利用残高に対し、実質年率{1年を365日(うるう年は366日)とする日割計算}を乗じて算出します。

①コース

利用残高(月末残高)	毎月の返済金額
100,000円以下	4,000円
100,001円～ 200,000円	8,000円
200,001円～ 300,000円	12,000円
300,001円～ 500,000円	20,000円
500,001円～ 800,000円	24,000円
800,001円～1,000,000円	30,000円
1,000,001円～1,500,000円	40,000円
1,500,001円～2,000,000円	50,000円
2,000,001円～3,000,000円	60,000円

ご返済計算例 (①コース)	実質年率16.0%で1月15日に100,000円をお借入れの場合(うるう年でない) ①返済総額123,148円 ②内訳 元金100,000円 利息23,148円 ③毎月の返済金額 第1~30回目4,000円 第31回目3,148円
返済回数(回)	上記ご返済計算例の場合、31回
返済期間(カ月)	上記ご返済計算例の場合、31カ月

②コース

利用可能枠	利用残高(月末残高)	毎月の返済金額
50万円以下	200,000円以下	10,000円
	200,001円~ 500,000円	15,000円
50万円超	100,000円以下	10,000円
	100,001円~ 300,000円	20,000円
	300,001円~1,000,000円	30,000円
	1,000,001円~2,000,000円	40,000円
ご返済計算例 (②コース)	実質年率16.0%で1月15日に100,000円をお借入れの場合(うるう年でない) ①返済総額108,559円 ②内訳 元金100,000円 利息8,559円 ③毎月の返済金額 第1~10回目10,000円 第11回目8,559円	
返済回数(回)	上記ご返済計算例の場合、11回	
返済期間(カ月)	上記ご返済計算例の場合、11カ月	

※入会時に通知したコースが適用されます。尚、会員の申請によりコースを変更した場合は、変更後のコースが適用されます。 ※支払(返済)期間・支払(返済)回数は、ご返済や追加の利用による残高の変動に応じて変動する場合があります。 ※利用可能枠を超えてのご利用残高がある場合は、ご利用残高に応じた毎月の返済金額となる場合があります。

<貸付の利率の特約> 貸付の利率は、上記利率のうち、所定の審査によりオリコが決定した利率とし、別途会員に通知されます。但し、会員が本規約に基づくカードキャッシングの借入債務又は本規約に基づくカードキャッシング以外にオリコに対して金銭消費貸借上の借入債務を負担している場合、新たに利用されるカードキャッシングの貸付の利率は、当該借入債務の残元金の額と本規約に基づき新たに利用されるカードキャッシングの利用元金の額の合計額に応じて、次の通りとなります(既にご利用されているカードキャッシングの貸付の利率は、上表のご利用可能枠に応じた貸付の利率のままとなります)。尚、ご利用可能枠が引上げ又は引下げとなったときは、それ以降のカードキャッシングのご利用分については、引上げ後又は引下げ後のご利用可能枠に応じた貸付の利率が適用されます。

合計額	100万円未満	100万円以上
貸付の利率	18.0%(実質年率)と上表のご利用可能枠に応じた貸付の利率の何れか低い利率	15.0%(実質年率)と上表のご利用可能枠に応じた貸付の利率の何れか低い利率

<遅延損害金の計算方法> 期限の利益を喪失するまでの遅延額に対しては、利息・手数料をお支払い頂きます。期限の利益を喪失した後の期間は、それぞれの計算方法で算出した額を遅延損害金とします。

カードショッピング

計算方法	遅延額に対して年率14.6%を乗じた額
------	---------------------

カードキャッシング

計算方法	遅延元金に対して年率18.0%を乗じた額
------	----------------------

<その他> ①利息・手数料については、金融情勢等の変動により改定させて頂くことがあります。②一部の加盟店及び提携カードでは条件が異なる場合があります。

ETCカード特約 (令和5年1月31日)

本特約は、カード会員規約に付帯して適用されます。

第1条(ETC会員) ETC会員とは、会員のうち本特約及びETCシステム利用規程を承認の上オリコにETCカードを申込み、オリコが認めた会員をいいます。

第2条(ETCカード) (1)ETCカードは、オリコが特に認める場合を除き、ETCシステムを利用し通行料金を決済する機能のみを有します。(2)ETCカードは、会員が申込時に指定したオリコが会員に発行しているオリコ所定のクレジットカード(以下「カード」という)に付帯するクレジットカードとなり、ETCカードの利用代金はカードのカードショッピングの利用代金として取扱われます。(3)オリコは、カードとは別にETCカードをETC会員1名につき1枚貸与します。(4)ETCカードの支払方法は翌月1回払いのみとします。但し、カードが「リボルビング専用カード」の場合は、その支払方法により、支払うものとします。(5)本特約及びETCシステム利用規程に定めのない、ETCカードの貸与・有効期間・利用可能枠・利用停止等その他の事項については、カードの会員規約を適用し、この場合会員規約中の「カード」を「ETCカード」に読み替えるものとします。(6)本特約中、特に定義のない語句についてはカードの会員規約及びETCシステム利用規程と同義とします。

第3条(ETCカード年会費) ETCカード年会費は無料とします。

第4条(ETCカード発行手数料) ETC会員は、オリコに対し、ETCカードの発行(新規発行、更新又は紛失・盗難・毀損・滅失等による再発行を含む)の対価として、オリコ所定の手数料を支払うものとします。

第5条(紛失・盗難等) ETCカードを紛失し、盗難等にあつたときはカードに準じて取扱われます。但し、ETCカードを車載器に挿入したままにする等、車内に放置していた場合に生じた損害はETC会員の負担とします。

第6条(免責) オリコは、ETCカードの利用代金の決済に関する事項を除き、ETCシステム及び車載器に関する一切の紛議の解決及び損害賠償の責任を負わないものとします。

第7条(会員情報の提供) ETC会員は、道路事業者及び省令に基づき道路事業者がETCシステムに関する情報の安全確保の確実かつ効率的な実施を目的として設立された機関とオリコの間で、記録処理装置に登録されたETC会員に関する通行記録及び本特約に関するETC会員の客観的な取引事実に基づく信用情報が、ETCシステム運用を行う上で必要な範囲内で相互に交換されることに同意します。

第8条(特約の変更) 本特約を変更する場合は、予めETC会員に変更事項を通知(予めETC会員の承諾を得た場合、電磁的方法によるものを含む)します。尚、通知到達後会員が再度ETCカードを利用したときは、ETC会員は変更内容を承認したものとみなされることに異議ないものとします。

個人情報取扱に関する条項

第1条(個人情報の収集・利用・保有) 申込者(契約者、会員、連帯保証人予定者、連帯保証人を含む。以下同じ)は、株式会社オリエントコーポレーション(以下「当社」という)との本契約(本申込みを含む。以下同じ)に係る以下の個人情報(変更後の情報を含む。以下同じ)を本契約及び本契約以外の当社と締結する契約の与信(保証審査・途上与信を含む。以下同じ)並びに与信後の管理のため、当社が保護措置を講じた上で収集・利用し、当社が定める相当な期間保有することに同意します。①属性情報(本申込時に記載・入力等した氏名、性別、生年月日、住所、電話番号(携帯電話番号を含む。以下同じ)、eメールアドレス、勤務先内容、家族構成、居住状況等)②契約情報(契約の種類、申込日、契約日、利用日、利用店名、商品名・役務名・権利名及びその数量・期間・回数、契約額、利用額、利息、分割払手数料、保証料、諸費用、支払回数、毎月の支払額、支払方法、振替口座等)③取引情報(本契約に関する利用残高、月々の返済状況等(内訳を含む)、取引の現在の状況及び履歴その他取引の内容)④支払能力判断情報(申込者の資産、負債、収入、支出、本契約以外に当社と締結する契約に関する利用残高、返済状況等)⑤本人確認情報(申込者の運転免許証、パスポート、住民票の写し又は在留カード等に記載された事項)⑥映像、音声情報(個人の肖像、音声を磁氣的又は光学的媒体等に記録したもの)⑦公開情報(官報、電話帳、住宅地図等に記載されている情報)

第2条(個人情報の利用) (1)申込者は、当社が当社のクレジット事業、カード事業及びその他の金融サービス事業(注1)における下記①及び②の目的のために第1条①②③の個人情報、下記③の目的のために第1条①②③⑥の個人情報を利用することに同意します。①市場調査、商品開発②お客さま向け企画・宣伝物・印刷物の送付又は電話等による営業案内③契約又は法律に基づく権利の行使、義務の履行(注1)当社の金融サービス事業の具体的な内容については、当社ホームページ(<https://www.orico.co.jp>)等において公表しております。(2)申込者は、当社が本契約に基づく当社の業務を国内又は外国にある第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託することに同意します。

第3条(個人関連情報の取得に関する同意) 申込者は、本契約及び本契約以外の当社と締結する契約の与信及び与信後の管理のため、当社が以下の情報を第三者から提供を受け個人データとして取得することに同意します。①電話番号の現在及び過去の有効性に関する情報②住所及び当該住所に所在する住所の現況(電気・ガス等の公共サービスに設備情報を含む)に関する情報

第4条(個人信用情報機関への登録・利用) (1)申込者は、当社が申込者への与信又は与信後の管理のため、当社の加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集及び当該機関の会員に対する当該情報の提供を業とする者)及び当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、申込者に関する個人情報が登録されている場合には、当社がそれを利用することに同意します。(2)当社の加盟する個人信用情報機関の名称、住所、電話番号は以下の通りです。

①名 称：株式会社シー・アイ・シー(CIC)

(割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関)

住 所：〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階

お問合せ先：0120-810-414(<https://www.cic.co.jp/>)

②名 称：株式会社日本信用情報機構(JICC)(貸金業法に基づく指定信用情報機関)

住 所：〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館

お問合せ先：0570-055-955(<https://www.jicc.co.jp/>)

(3)申込者は、本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が当社の加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、当社の加盟する個人信用情報機関及び当該機関と提携する個人信用情報機関の会員により申込者の支払能力に関する調査のために利用されることに同意します。

登録情報	登録期間	
	CIC	JICC
氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の何れかが登録されている期間	同左
本契約に係る申込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月以内
本契約に関する客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後5年以内	契約継続中及び契約終了後5年以内 (但し、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)
債務の支払いを延滞した事実	契約期間中及び契約終了後5年間	契約継続中及び契約終了後5年以内

(4) 当社の加盟する個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関は以下の通りです。

当社の加盟する個人信用情報機関	CIC	JICC
	JICC	CIC
当社の加盟する個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関	全国銀行個人信用情報センター (https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/) 〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 ☎03-3214-5020	同左

(5) 個人信用情報機関に登録する個人情報、申込者の氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等の属性に関する個人情報、契約の種類、契約日、商品名・役務名・権利名及びその数量・期間・回数、契約額又は極度額、支払回数、年間請求予定額、利用残高、支払状況等契約の内容、取引の履歴に関する個人情報の全部又は一部、及びその他各加盟する個人信用情報機関が定める情報となります。(6) 申込者は、本契約について支払停止の抗弁の申出を行った場合、その情報が当社の加盟する個人信用情報機関にその抗弁に関する調査期間中登録され、又、当社の加盟する個人信用情報機関及び当該機関と提携する個人信用情報機関の会員に提供されることに同意します。(7) 当社が加盟する個人信用情報機関は、当社ホームページにおいて公表しております。

第5条(個人情報の提供・利用) 申込者は、当社が下記の第三者に対して、第1条の個人情報を、必要な保護措置を講じた上で提供すること及び当該第三者が提供の趣旨に従った下記の目的で当該個人情報を利用することに同意します。

(1) 提供する第三者 金融機関(その関連会社を含む)、特定目的会社、特別目的会社、信託会社(信託銀行を含む)、債権回収会社(以下これらを総称して「金融機関等」という(注2))。

第三者の利用目的 当社の資金調達、流動化その他の目的のためになされる債権譲渡及び担保差し入れ、その他の与信後の権利に関する取引の場合の債権並びに権利の保全、管理、変更及び行使のため。

提供する個人情報 第1条の個人情報のうち必要な範囲。

(2) 提供する第三者 申込者が利用する販売店(役務提供事業者、リース会社等を含む)及び当社の提携先(本契約が提携商品による契約の場合に限る)。

第三者の利用目的 ①本契約及び商品等に関する売買契約、役務提供契約等に基づく申込者に対するサービスの履行、権利の行使、紛議等の防止及び調査・解決のため。②本契約又はカードショッピングの精算のため。③商品、役務等の宣伝物・印刷物の送付等による営業案内のため。④商品開発、市場動向調査・研究のため。

提供する個人情報 第1条の個人情報①②③のうち必要な範囲。

- (3) 提供する第三者 融資会社(本契約が提携ローンの場合に限る)。尚、ご利用融資会社は書面等にてお知らせします。
- 第三者の利用目的 与信及び与信後の管理のため並びに宣伝物・印刷物の送付等の営業案内、市場調査・商品開発のため。
- 提供する個人情報 第1条の個人情報のうち必要な範囲。
- (4) 提供する第三者 サービサー会社である下記会社。
- 第三者の利用目的 譲り受け又は委託を受けた債権の管理・回収を行うため、及び債権を譲り受けて管理・回収を行うに当たって事前に当該債権の評価・分析を行うため。
- 提供する個人情報 第1条の個人情報のうち必要な範囲。

名 称	住 所	電話番号
日本債権回収株式会社	東京都千代田区麴町5-2-1 5階	03-3222-0328
オリファサービス債権回収株式会社	東京都新宿区大久保1-3-21 ルーシッドスクエア新宿イーストビル8階	03-6233-3480

(注2)金融機関等の具体的な名称については、当社ホームページをご参照下さい。

第6条(個人情報の開示・訂正・削除) (1)申込者は、個人情報について、当社所定の方法により開示するよう請求することができます。但し、当社又は第三者の営業秘密・ノウハウに属する情報、個人に対する評価・分類・区分に関する情報その他内部監査・調査・分析等当社内部の業務のみに利用・記録される情報であり、開示することにより当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合及び個人情報保護法に別途定めがある場合に該当すると当社が判断した個人情報については、開示しないものとします。(2)当社が個人情報を開示した結果、客観的な事実について万一、不正確又は誤りであることが明らかになった場合は、当社は速やかに当該事実の訂正又は削除に応じます。但し、客観的事実以外の事項に関してはこの限りではありません。(3)当社が個人信用情報機関又は提供先に提供した個人情報の開示を求める場合には、当該個人信用情報機関又は提供先に連絡して下さい。尚、開示・訂正・削除については、個人信用情報機関又は提供先の定めに従うものとします。

第7条(本条項に不同意の場合) 当社は、申込者が本契約に必要な事項(本申込時に申込者が記載・入力すべき事項)の記入等を希望しない場合及び本条項に同意しない場合は、本契約をお断りすることがあります。但し、第2条(1)①②に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断りすることはありません。

第8条(利用中止の申出) 申込者は、本条項第2条(1)①②の目的で当社が当該個人情報を利用している場合であっても、利用中止の申出ができるものとし、この場合、当社は、それ以降の利用を中止する措置をとります。但し、請求書等本契約の業務上必要な書類(電磁的記録の送信を含む)に同封(同送)される宣伝物・印刷物等の営業案内についてはこの限りではありません。

第9条(本契約が不成立の場合) 申込者は、本契約の不成立又は成立後、解約・解除された場合であっても、その理由の如何を問わず第1条に基づき、本契約に係る申込み・契約をした事実に関する個人情報が当社において一定期間利用されることに同意します。

第10条(お問合せ窓口) 本条項に関するお問合せ及び第6条の開示・訂正・削除の請求並びに第8条の利用中止のお申出先は、下記お問合せ窓口又は取扱支店とします。又、個人情報の開示手続等については、当社ホームページをご参照下さい。尚、当社では個人情報の保護に関する管理責任者として個人情報統括責任者(個人情報の保護と利用に関する所管部の担当役員)を設置しております。

第11条(条項の変更) 本同意条項は、法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

〔相談窓口〕

- 1.商品等についてのお問合せ、ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡下さい。
- 2.本規約についてのお問合せ、ご相談及び支払停止の抗弁に関する書面については、株式会社オリココーポレーションにおたずね下さい。

〈お問合せ窓口〉

株式会社オリココーポレーション (<https://www.orico.co.jp>)

カードに関するお問合せ先 ☎049-271-3341


お客様相談室 〒102-8503 東京都千代田区麹町5丁目2番地1 ☎03-5275-0211

※当社は電話リレーサービスに対応しています。

株式会社オリココーポレーション

〒102-8503 東京都千代田区麹町5丁目2番地1

登録番号 関東財務局長(14)第00139号

 日本貸金業協会会員 第000006号

【返済等でお困りのときは】

日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター 0570-051-051

受付時間/9:00~17:00(土、日、祝日、年末年始を除く)

契約内容をご確認の上、計画的なご利用をお願いします。